

# 伊東市国民保護計画

平成22年度修正

伊 東 市

# 目次

第1章	総論	1
第1節	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	1
第2節	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
7	高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
第3節	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
1	関係機関の事務又は業務の大綱	4
2	関係機関等の連絡先	8
3	国民の保護に関する仕組み	8
第4節	市の自然的条件	9
1	位置と概要	9
2	地形と地質	9
3	気候	9
第5節	市の社会的条件	10
第6節	市国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急対処事態	14
第2章	平素からの備えや予防	16
第1節	市における組織・体制の整備等	16
1	市における組織・体制の整備	16
2	関係機関との連携体制の整備	18
3	通信の確保	20
4	情報収集・提供等の体制整備	21
5	研修及び訓練	24
第2節	避難及び救援に関する平素からの備え	25
1	避難に関する基本的事項	25
2	避難実施要領のパターンの作成	25
3	救援に関する基本的事項	25
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	26
6	生活関連等施設の把握等	26
第3節	物資及び資機材の備蓄、整備	28
1	国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備	28
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検	28

第4節	国民保護に関する啓発	29
1	国民保護措置に関する啓発	29
第3章	武力攻撃事態等への対処	30
第1節	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
1	初動連絡体制の確立及び初動措置	30
2	市対策本部に移行する場合の調整	30
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	31
第2節	市対策本部の設置等	32
1	市対策本部の設置	32
2	現地調整所	34
3	通信の確保	35
第3節	関係機関相互の連携	36
1	国・県の対策本部等との連携	36
2	知事、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長等への措置要請等	36
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	36
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	36
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	37
6	市の行う応援等	37
7	自主防災組織等に対する支援	37
8	ボランティア活動への支援等	37
9	住民への協力要請	37
第4節	警報及び避難の指示等	39
1	警報の伝達等	39
2	避難住民の誘導等	42
第5節	救援	49
1	救援の実施	49
2	関係機関との連携	49
3	救援の内容	49
4	救援の際の物資の売渡し要請等	51
第6節	安否情報の収集・提供	53
1	安否情報の収集	53
2	県に対する報告	53
3	安否情報の照会に対する回答	53
4	日本赤十字社に対する協力	54
5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	54
第7節	武力攻撃災害への対処	55
1	生活関連等施設の安全確保等	55
2	NBC攻撃による災害への対処等	56
3	応急措置等	58
第8節	被災情報の収集及び報告	62
第9節	保健衛生の確保その他の措置	63
1	保健衛生の確保	63
2	廃棄物の処理	63

第10節	国民生活の安定に関する措置	64
1	生活関連物質等の価格安定	64
2	避難住民等の生活安定等	64
3	生活基盤等の確保	64
第11節	特殊標章等の交付及び管理	65
1	法で規定される特殊標章等	65
2	特殊標章及び赤十字標章等に係る普及啓発	66
第4章	復旧等	67
第1節	応急の復旧	67
1	基本的考え方	67
2	公共的施設の応急の復旧	67
第2節	武力攻撃災害の復旧	68
1	基本的考え方	68
第3節	国民保護措置に要した費用の支弁等	69
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	69
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	69
3	県の総合調整及び指示に係る損失の補てん	69
第5章	緊急対処事態への対処	70
1	緊急対処事態	70
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	70